

証券コード 6356
2026年6月12日

株 主 各 位

(電子提供措置の開始日 2026年6月8日)

東京都港区西新橋1丁目7番14号

N 日本ギア工業株式会社

取締役社長 寺田 治夫

第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第124回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.nippon-gear.jp/ir/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「お知らせ」「第124期 事業報告書（定時株主総会招集通知及び株主総会資料）」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本ギア工業」又は「コード」に当社証券コード「6356」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月26日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月29日（月曜日）午前10時
 2. 場 所 神奈川県藤沢市桐原町7番地 藤沢工場
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項 第124期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
- 決 議 事 項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
 - 第7号議案 役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

◎株主総会の決議の結果につきましては、上記ウェブサイトに掲載することによりお知らせいたします。

◎ご出席される株主様向けのお土産をご用意ございませんので、あらかじめご了承ください。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて  
〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>  
議決権の行使期限は、2026年6月26日（金曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。
2. インターネットによる議決権行使方法について  
〔パソコンをご利用の方〕  
上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。  
〔スマートフォンをご利用の方〕  
同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。  
なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。）
3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて  
(1) 議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。  
(2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。  
(3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。
4. ご留意事項  
(1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。  
(2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。  
(3) 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先】  
株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部  
【専用ダイヤル】 0120-975-960  
【受付時間】 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や個人消費の持ち直しなどにより景気は緩やかな回復傾向が継続した一方で、イラン情勢の悪化によって原油価格が大幅に上昇したことを反映し、資源価格の高騰や物価高に加え円安の影響などにより物価上昇が進展しました。また、イスラエルを巡る緊張や地政学的リスク、中国経済の停滞、長期化するロシア・ウクライナ紛争等に加え、米国による関税措置の見直しにより、世界経済の先行きに不確実性がさらに高まる状況となり、景気の先行きは不透明な状況で推移しております。

当社のセグメント別受注状況は、歯車及び歯車装置事業ではバルブ・アクチュエータ、ジャッキ、その他増減速機、歯車につきまして受注は増加いたしました。工事業業につきましても、受注は増加いたしました。

その結果、当事業年度の受注高は109億84百万円（前事業年度比14.5%増）、売上高は98億83百万円（同3.4%増）となりました。

損益面につきましては、売上原価が50億77百万円（同4.0%減）、販売費及び一般管理費は23億48百万円（同8.7%増）となりました。これは主に、前期において前払年金費用に係る数理計算上の差異1億27百万円（有利差異）を、当期につきましては43百万円（不利差異）をそれぞれ第1四半期で一括計上したことにより合計1億70百万円増加したことによるものであります。これにより、営業利益は24億57百万円（同16.7%増）、経常利益25億7百万円（同16.5%増）、当期純利益17億51百万円（同13.0%増）となりました。

## 事業別の状況

事業別の受注高及び売上高は次のとおりであります。

単位：百万円（未満切捨）

| 事業         | 受注高    |         |              | 売上高   |         |              |
|------------|--------|---------|--------------|-------|---------|--------------|
|            | 金額     | 構成比 (%) | 前事業年度比増減 (%) | 金額    | 構成比 (%) | 前事業年度比増減 (%) |
| 歯車及び歯車装置事業 | 8,296  | 75.5    | 15.4         | 7,513 | 76.0    | 4.2          |
| 歯車装置       | 7,752  | 70.6    | 15.1         | 6,948 | 70.3    | 3.7          |
| 歯車         | 544    | 4.9     | 19.9         | 565   | 5.7     | 11.3         |
| 工事事業       | 2,687  | 24.5    | 11.7         | 2,370 | 24.0    | 1.0          |
| 合計         | 10,984 | 100.0   | 14.5         | 9,883 | 100.0   | 3.4          |

### 【歯車及び歯車装置事業】

#### a.バルブ・アクチュエータ

受注高は火力発電所、石油・ガス向けが増加したことにより前事業年度比14.5%増加いたしました。売上高は火力発電所、原子力発電所向けが増加したことにより、前事業年度比11.3%増加いたしました。

#### b.ジャッキ

受注高は紙・パルプ向け、産業機械用が増加したことにより、前事業年度比10.1%増加いたしました。売上高も紙・パルプ向け、産業機械用が増加したことにより、前事業年度比3.7%増加いたしました。

#### c.その他増減速機

受注高は石油・ガス向け、鉄道船舶用が増加したことにより、前事業年度比21.9%増加いたしました。売上高は火力発電所、化学向けが減少したことにより、前事業年度比20.7%減少いたしました。

#### d.歯車

受注高は鉄道船舶用、産業機械用が増加したことにより、前事業年度比19.9%増加いたしました。売上高は産業機械用が増加したことにより、前事業年度比11.3%増加いたしました。

## 【工事業】

受注高は火力発電所、航空・宇宙向けが増加したことにより、前事業年度比11.7%増加いたしました。売上高は火力発電所、原子力発電所向けが増加したことにより、前事業年度比1.0%増加いたしました。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は5億5百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- a. 当事業年度中に完成した主要設備  
大型5軸加工機、大型複合加工機
- b. 当事業年度中において継続中の主要設備の新設  
熱処理工場の新設
- c. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はありません。

※設備投資の総額は補助金の受入による圧縮記帳額3億27百万円を控除しております。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 121 期<br>(2022年4月1日から<br>2023年3月31日まで) | 第 122 期<br>(2023年4月1日から<br>2024年3月31日まで) | 第 123 期<br>(2024年4月1日から<br>2025年3月31日まで) | 第 124 期<br>(2025年4月1日から<br>2026年3月31日まで) |
|-----------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 7,520                                    | 9,622                                    | 9,555                                    | 9,883                                    |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 999                                      | 2,151                                    | 2,152                                    | 2,507                                    |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 685                                      | 1,539                                    | 1,550                                    | 1,751                                    |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 48.12                                    | 108.13                                   | 108.90                                   | 123.01                                   |
| 純 資 産 (百万円)     | 9,439                                    | 11,096                                   | 12,561                                   | 14,481                                   |
| 総 資 産 (百万円)     | 12,716                                   | 14,677                                   | 15,233                                   | 17,201                                   |

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況等

### ① 親会社及び子会社との関係

該当事項はありません。

### ② 技術援助契約（受入技術契約）の状況

| 相手方の名称       | 国名 | 契約品目            |
|--------------|----|-----------------|
| フローサーブUS・インク | 米国 | リミトルク・バルブコントロール |

(注) 上表は、製造・販売に関する技術情報及び資料の供与であります。

## (6) 対処すべき課題

当社の事業を取り巻く環境は、雇用・所得環境の改善等により経済活動は緩やかな回復が見られます。一方、世界情勢の緊迫化や物価高の影響により先行きを見通すことは困難な状況にあります。また、国内での原子力発電所は再稼働の期待が見られる一方で、火力発電所も含め定期検査工事には時間が掛かると思われ、厳しい状況が依然として続いております。

このような状況の中で、当社の基本方針である「他社との競争に打ち勝ち、着実な成長をする企業を目指す」をスローガンに顧客満足と収益の向上に努め、引き続き海外顧客の開拓に取り組んでまいります。

2026年度も引き続き、新商品等の開発に注力することにより研究開発費の支出や、老朽化した藤沢工場の大規模耐震工事、熱処理建屋の建設、その他設備及び機械の更新を進めることにより減価償却費も増加するため、2026年度の事業目標を売上高100億円、経常利益25億60百万円とし、この目標の達成を目指して全社一丸となって努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

| 事業区分       | 事業内容                                                                    |
|------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 歯車及び歯車装置事業 | バルブ・コントロール、ジャッキ、その他の増減速機等の設計、製造、販売<br>自動車用歯車、建設機械用歯車、鉄道・船舶用歯車等の設計、製造、販売 |
| 工事業        | バルブ・コントロール及びその他の増減速機とそれらに関連する部品の据付、保守、修理、技術指導等                          |

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

|       |                                                                                                                                                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本社・工場 | 本社(東京都港区)、藤沢工場(神奈川県藤沢市桐原町)                                                                                                                                                                    |
| 営業所   | 大阪営業所(大阪府吹田市)、札幌営業所(北海道札幌市)<br>名古屋営業所(愛知県名古屋市)、広島営業所(広島県広島市)<br>福岡営業所(福岡県福岡市)                                                                                                                 |
| 事業所   | 藤沢事業所(神奈川県藤沢市石川)、札幌事業所(北海道札幌市)<br>仙台事業所(宮城県仙台市)、福島事業所(福島県双葉郡楢葉町)<br>千葉事業所(千葉県八街市)、京浜事業所(東京都港区)<br>柏崎事業所(新潟県柏崎市)、名古屋事業所(愛知県名古屋市)<br>金沢事業所(石川県金沢市)、大阪事業所(大阪府吹田市)<br>広島事業所(広島県広島市)、福岡事業所(福岡県福岡市) |

**(9) 使用人の状況** (2026年3月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 244名 | 20名減      | 42.9歳 | 17.3年  |

(注) 上表にはパートタイマー及び嘱託社員71名は含んでおりません。

**(10) 主要な借入先の状況** (2026年3月31日現在)

| 借入先        | 借入額   |
|------------|-------|
| 株式会社三井住友銀行 | 72百万円 |

- (注) 1. 当社は運転資金の安定かつ効率的な調達を行うため、借入限度額100百万円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社三井住友銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当事業年度末日における借入実行額はありません。

**(11) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 57,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,280,000株
- (3) 株主数 14,170名
- (4) 大株主の状況 (上位 10名)

| 株 主 名                                                                      | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 成 和                                                                | 5,633千株 | 39.57%  |
| 株 式 会 社 三 田 商 店                                                            | 1,027   | 7.22    |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S                                    | 503     | 3.54    |
| 株 式 会 社 G M I N V E S T M E N T S                                          | 300     | 2.11    |
| 日 本 ギ ア 取 引 先 持 株 会                                                        | 288     | 2.03    |
| 株 式 会 社 千 代 田 組                                                            | 210     | 1.48    |
| セ ン ト ラ ル 短 資 株 式 会 社                                                      | 193     | 1.36    |
| B N Y M S A / N V F O R B N Y M G C M<br>C L I E N T A C C T S M I L M F E | 173     | 1.22    |
| 正 法 工 業 株 式 会 社                                                            | 157     | 1.11    |
| 株 式 会 社 日 伝                                                                | 123     | 0.86    |

(注) 持株比率は自己株式 (43,077株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                  |
|-----------|---------|------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 寺 田 治 夫 | 株式会社成和取締役                                |
| 取 締 役     | 林 秀 樹   | 管理部長<br>林秀樹税理士事務所所長<br>株式会社キュービズム代表取締役   |
| 取 締 役     | 鶴 見 肇   | 経営企画推進室長                                 |
| 取 締 役     | 植 垣 淳 哉 | 技術部長                                     |
| 取 締 役（社外） | 香 川 明 久 | 香川法律事務所代表弁護士                             |
| 取 締 役（社外） | 沖 田 芳 樹 |                                          |
| 取 締 役（社外） | 西 村 至   |                                          |
| 常勤監査役（社外） | 森 脇 仁 子 | 株式会社アズパートナーズ社外監査役<br>全保連株式会社社外監査役        |
| 監 査 役（社外） | 三 田 義 之 | 株式会社三田商店代表取締役社長                          |
| 監 査 役（社外） | 宮 崎 武 信 | 株式会社守谷商会代表取締役社長<br>株式会社GM INVESTMENTS取締役 |

- (注) 1. 代表取締役社長寺田治夫氏は、当社の筆頭株主かつ特定関係事業者である株式会社成和の取締役であり、同社は当社の株式の議決権39.69%を所有しております。同社は2025年度において1,229百万円の取引があるとともに、一部製品の販売において競業関係にあります。
2. 取締役林秀樹氏の重要な兼職先である林秀樹税理士事務所及び株式会社キュービズムとの間には、重要な取引関係はありません。
3. 取締役林秀樹、監査役森脇仁子の両氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役香川明久氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有しております。
5. 取締役香川明久、取締役沖田芳樹、取締役西村至の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当会社と社外取締役である香川明久、沖田芳樹、西村至の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令で定める金額のいずれか高い額としております。
7. 当会社と社外監査役である森脇仁子、三田義之、宮崎武信の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令で定める金額のいずれか高い額としております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                    |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 113<br>(23)     | 113<br>(23)      | —           | —          | 7<br>(3)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 13<br>(13)      | 13<br>(13)       | —           | —          | 2<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 126<br>(36)     | 126<br>(36)      | —           | —          | 9<br>(5)              |

(注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2022年6月23日開催の第120回定時株主総会において月額15百万円以内（うち社外取締役分3百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役3名）です。

3. 監査役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第113回定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

4. 監査役の員数には、無報酬の社外監査役1名は含めておりません。

5. 上記基本報酬の額には、2025年6月24日開催の第123回定時株主総会において決議された役員賞与9百万円（取締役8百万円、監査役1百万円）を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

| 地 位   | 氏 名     | 兼 職 す る 法 人 等                                       | 兼 職 の 内 容              |
|-------|---------|-----------------------------------------------------|------------------------|
| 取 締 役 | 香 川 明 久 | 香 川 法 律 事 務 所                                       | 代 表 弁 護 士              |
| 監 査 役 | 森 脇 仁 子 | 株 式 会 社 ア ズ パ ー ト ナ ー ズ<br>全 保 連 株 式 会 社            | 社 外 監 査 役<br>社 外 監 査 役 |
| 監 査 役 | 三 田 義 之 | 株 式 会 社 三 田 商 店                                     | 代 表 取 締 役 社 長          |
| 監 査 役 | 宮 崎 武 信 | 株 式 会 社 守 谷 商 会<br>株 式 会 社 GM I N V E S T M E N T S | 代 表 取 締 役 社 長<br>取 締 役 |

- (注) 1. 取締役香川明久氏の兼職先である香川法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
2. 監査役森脇仁子氏が社外監査役を務める株式会社アズパートナーズ及び社外監査役を務める全保連株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
3. 監査役三田義之氏は、当社の大株主である株式会社三田商店の代表取締役社長であり、同社は当社の株式の議決権7.23%を所有しております。同社とは2025年度において11百万円の仕入関係がありますが、重要な販売及び仕入れ等の取引関係にはなっておりません。また同氏と当社の間には特別な利害関係はありません。
4. 監査役宮崎武信氏が代表取締役を務める株式会社守谷商会の持株会社である株式会社GM INVESTMENTSは、当社の株式の議決権2.11%を所有しております。株式会社守谷商会とは2025年度において499百万円の取引がありますが、重要な販売及び仕入れ等の取引関係にはなっておりません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 香 川 明 久 | 当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。長年の弁護士として培われた経験等に基づく見地から、適宜質問・提言等を行うことにより社外取締役としての監督機能を果たしております。                   |
| 沖 田 芳 樹 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。行政官として培われたコンプライアンスに関する豊富な知識と経験等に基づく見地から、適宜質問・提言等を行うことにより社外取締役としての監督機能を果たしております。 |
| 西 村 至   | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。他の会社の執行役員や常勤監査役として豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から、適宜質問・提言等を行うことにより社外取締役としての監督機能を果たしております。   |
| 森 脇 仁 子 | 当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。税理士や他の会社の社外監査役としての経験を基に、監査役として、当社の経営全般につき発言を行っております。                |
| 三 田 義 之 | 当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。他の会社の経営者としての経験を基に、監査役として、当社の経営全般につき発言を行っております。                      |
| 宮 崎 武 信 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。他の会社の経営者としての経験を基に、監査役として、当社の経営全般につき発言を行っております。                |

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 新創監査法人

(2) 報酬等の額

|                                    | 報酬等の額 |
|------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                | 17百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 17百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査内容、職務の遂行計画及び報酬見積の積算根拠などを確認、検討した結果、適切であると判断し同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会はその事実に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記のほか、会社法や公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他会計監査人の独立性及び専門性、ならびに監査活動の適切性、妥当性及び効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任または不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定する方針です。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は、法令遵守はもとより社会倫理に反すること無く業務の適正性を保持することが企業活動を行う上で最も基本的な事項であると考え、社内倫理綱領を制定するとともに、役員、従業員へこれらの企業風土の普及定着化活動に全力を注ぐことといたします。取締役については、職務執行の適正性を職務執行確認書により確認しております。
  - ② 社長を委員長とし、取締役及び担当部署員をメンバーとする内部統制委員会を設置し、法令遵守、リスク管理等の啓蒙普及に関する基本方針及び施策の総括を行ってまいります。また、内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会並びに開示委員会を設置して、それぞれの委員会において法令遵守及びリスク管理並びに適時開示につき、具体的な施策を審議いたします。各委員会の決定事項は経営執行部に対し報告され施策が実施されます。
  - ③ 取締役会は毎月1回開催され、代表取締役の業務の執行状況を監督しております。取締役会には、社外監査役3名を含む監査役が出席し、監査役として必要な意見を述べることとなっております。
  - ④ 通報者に対する不利益扱いを禁止した内部通報制度を構築し、疑義ある行為の事前チェックや違法行為の摘発及び、健全な事業経営の運営を図ってまいります。
  - ⑤ 社長直轄の内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を社長に報告するものといたします。

- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報は、法令及び社内規則の定めるところにより、適正に保存及び管理をいたします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
内部統制委員会及びその下にあるリスク管理委員会では、リスクに関する規程類等の制定、当社の当面または今後予想されるリスクの評価、及び重要なリスクについての管理に関する施策を検討審議し、体制の整備を行ってまいります。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の最高の業務執行決定機関である取締役会は毎月1回、社長の諮問機関である経営会議は毎月1回開催しており、効率的な会社の意思決定プロセスを形成しております。その他必要に応じ、臨時の取締役会を開催し、迅速な意思の決定を行い、またその時点での最善の方策を選択できる体制を整備し、効率的な経営を目指すことといたしております。
  - ② 期初に年間の事業計画を策定し、目標設定を行った上で、実施状況の進捗管理を実施してまいります。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社に子会社はありませんので、本項は該当しません。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役が必要とした場合には、経営執行部は監査役の職務を補助する使用人を置くものとします。なお、監査役を補助する使用人の独立性の確保に関しては、監査役会の意見を尊重して決定するものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社に重大な損失を与えるおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合、その他監査役会が必要と認める事項について監査役に報告するものとします。
- ② 監査役は取締役会、その他の重要会議に出席し業務の執行状況を監査するものとします。
- ③ 監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、会計監査人及び内部監査部門との連携を図り、適切な監査業務を遂行いたしました。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、取引関係を含め一切の関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で対応することを社内倫理綱領に定め基本方針としております。万一反社会的勢力等との間で問題が発生した場合には、組織的に対応するとともに、早い段階で警察・弁護士等とも緊密な連携を取ることであります。また、平素においても総務課を窓口として、所轄の警察署や企業防衛連絡協議会等の外部専門機関との連携を通じ、情報収集や協力体制の構築に努めております。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、法令遵守や社会倫理に反することがないように社内倫理綱領を制定するとともに、コンプライアンスガイドラインの配布により、役員、使用人の業務執行が法令及び定款に則って行われるよう周知徹底しております。その管理体制としましては、内部統制委員会の下にコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、開示委員会、内部通報窓口を設置し、法令遵守、リスク管理、適時開示につきまして具体的な施策を適宜審査しております。内部通報窓口は、通報者に対する不利益がないよう努めております。

取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性を高めるために独立性の高い社外取締役が出席し、社外監査役3名を含む監査役も出席し、それぞれの知見を基に、経営上の重要事項を協議、決定しております。

また監査役は、適切な監査業務を行うため、代表取締役との意見交換会を1回開催、会計監査人との連携を保つため、8回の意見交換会を開催、内部監査室との連携を保つため2回の意見交換会を開催しております。

反社会的勢力排除に向けた体制につきましては、総務課責任者が神奈川県企業防衛対策協議会に3回出席し、情報収集に努めてまいりました。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

単位：千円（未満切捨）

| 科目              | 金額                | 科目              | 金額                |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>11,990,951</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,016,585</b>  |
| 現金及び預金          | 6,125,746         | 電子記録債務          | 164,019           |
| 受取手形            | 14,927            | 買掛金             | 276,556           |
| 電子記録債権          | 1,377,952         | 1年内返済予定の長期借入金   | 37,620            |
| 売掛金             | 2,354,055         | 未払金             | 585,452           |
| 契約資産            | 86,453            | 未払費用            | 47,153            |
| 商品及び製品          | 199,750           | 未払法人税等          | 543,281           |
| 仕掛品             | 313,273           | 契約負債            | 11,582            |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,420,441         | 圧縮未決算特別勘定       | 146,780           |
| 前払費用            | 38,990            | 預り金             | 16,351            |
| 前渡金             | 12,140            | 賞与引当金           | 187,787           |
| その他             | 47,218            | <b>固定負債</b>     | <b>703,389</b>    |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,210,176</b>  | 長期借入金           | 34,555            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,166,659</b>  | 長期預り金           | 5,000             |
| 建物              | 160,237           | 退職給付引当金         | 1,000             |
| 構築物             | 12,341            | 資産除去債務          | 167,596           |
| 機械及び装置          | 638,679           | 繰延税金負債          | 493,063           |
| 車両運搬具           | 3,603             | その他             | 2,175             |
| 工具、器具及び備品       | 52,358            | <b>負債合計</b>     | <b>2,719,975</b>  |
| 土地              | 1,013,291         | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| 建設仮勘定           | 286,148           | <b>株主資本</b>     | <b>13,689,678</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>137,296</b>    | 資本金             | 1,388,800         |
| ソフトウェア          | 109,469           | 資本剰余金           | 844,542           |
| 借地権             | 21,047            | 資本準備金           | 448,348           |
| その他             | 6,779             | その他資本剰余金        | 396,193           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,906,220</b>  | <b>利益剰余金</b>    | <b>11,472,338</b> |
| 投資有価証券          | 1,478,687         | 利益準備金           | 24,075            |
| 施設利用会員権         | 3,687             | その他利益剰余金        | 11,448,263        |
| 長期前払費用          | 9,601             | 別途積立金           | 1,600,000         |
| 前払年金費用          | 1,047,061         | 繰越利益剰余金         | 9,848,263         |
| 長期預金            | 300,000           | <b>自己株式</b>     | <b>△16,001</b>    |
| その他             | 70,870            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>791,474</b>    |
| 貸倒引当金           | △3,687            | その他有価証券評価差額金    | 791,474           |
| <b>資産合計</b>     | <b>17,201,128</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>14,481,153</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b>  | <b>17,201,128</b> |

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨）

| 科 目          | 金       | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 9,883,658 |
| 売上原価         |         | 5,077,811 |
| 売上総利益        |         | 4,805,846 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 2,348,765 |
| 営業利益         |         | 2,457,080 |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息及び配当金    | 47,510  |           |
| 受取賃貸料        | 137     |           |
| 貸倒引当金戻入額     | 205     |           |
| その他の         | 5,389   | 53,242    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 567     |           |
| 支払手数料        | 300     |           |
| 為替差損         | 829     |           |
| 租税公課         | 639     |           |
| その他の         | 30      | 2,366     |
| 経常利益         |         | 2,507,957 |
| 特別利益         |         |           |
| 補助金収入        | 309,013 |           |
| 債務免除益        | 1,337   |           |
| 圧縮未決算特別勘定戻入額 | 93,100  | 403,450   |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除却損      | 10,000  |           |
| 固定資産圧縮損      | 327,681 | 337,681   |
| 税引前当期純利益     |         | 2,573,726 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 844,113 |           |
| 法人税等調整額      | △21,643 | 822,469   |
| 当期純利益        |         | 1,751,257 |

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨）

|                         | 株 主 資 本   |           |                |         |           |                   |             |            |
|-------------------------|-----------|-----------|----------------|---------|-----------|-------------------|-------------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |         | 利 益 剰 余 金 |                   |             |            |
|                         |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>別途積立金 | 繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金合計    |
| 2025年4月1日残高             | 1,388,800 | 448,348   | 396,193        | 844,542 | 24,075    | 1,600,000         | 8,210,903   | 9,834,978  |
| 事業年度中の変動額               |           |           |                |         |           |                   |             |            |
| 剰余金の配当                  |           |           |                |         |           |                   | △113,897    | △113,897   |
| 当期純利益                   |           |           |                |         |           |                   | 1,751,257   | 1,751,257  |
| 自己株式の取得                 |           |           |                |         |           |                   |             |            |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |           |           |                |         |           |                   |             |            |
| 事業年度中の変動額合計             | —         | —         | —              | —       | —         | —                 | 1,637,359   | 1,637,359  |
| 2026年3月31日残高            | 1,388,800 | 448,348   | 396,193        | 844,542 | 24,075    | 1,600,000         | 9,848,263   | 11,472,338 |

|                         | 株 主 資 本 |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 純資産合計      |
|-------------------------|---------|------------|------------------|----------------|------------|
|                         | 自 己 株 式 | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |            |
| 2025年4月1日残高             | △15,764 | 12,052,555 | 509,024          | 509,024        | 12,561,580 |
| 事業年度中の変動額               |         |            |                  |                |            |
| 剰余金の配当                  |         | △113,897   |                  |                | △113,897   |
| 当期純利益                   |         | 1,751,257  |                  |                | 1,751,257  |
| 自己株式の取得                 | △236    | △236       |                  |                | △236       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |         |            | 282,450          | 282,450        | 282,450    |
| 事業年度中の変動額合計             | △236    | 1,637,122  | 282,450          | 282,450        | 1,919,573  |
| 2026年3月31日残高            | △16,001 | 13,689,678 | 791,474          | 791,474        | 14,481,153 |

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項】

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。  
市場価格のない株式等  
主として移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
通常の販売目的で保有する棚卸資産は、月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上していません。
  - (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上してあります。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### ①採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しておりますが、2021年4月1日の年金制度移行前の元従業員につきましては、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

#### ②確定拠出型年金制度

当社の確定拠出型年金制度への要拠出額は、当事業年度80,891千円です。

#### ③退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ④数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の日翌事業年度に一括で処理しております。

また、当事業年度末において年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、当該金額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

### (1) 商品又は製品の販売

商品又は製品の販売に係る収益は主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。商品又は製品の販売について、国内販売においては出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転する時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

### (2) 工事契約

期間がごく短い工事契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収すると見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

## 〔収益認識に関する注記〕

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、歯車及びジャッキ、バルブ・アクチュエータ等の製造・販売を行っている「歯車及び歯車装置事業」と販売した歯車装置のメンテナンスを行う「工事業」の2部門にて事業活動を展開しております。したがって、当社は、「歯車及び歯車装置事業」と「工事業」の2つを報告セグメントとしております。

|                 | 報告セグメント          |            | 合計<br>(千円) |
|-----------------|------------------|------------|------------|
|                 | 歯車及び歯車装置<br>(千円) | 工事<br>(千円) |            |
| 一時点で移転される財      | 7,513,197        | 1,413,551  | 8,926,748  |
| 一定の期間にわたり移転される財 | －                | 956,909    | 956,909    |
| 顧客との契約から生じる収益   | 7,513,197        | 2,370,460  | 9,883,658  |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針に係る事項〕 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

当事業年度における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、受取手形、電子記録債権、売掛金は売上債権に含めております。

|      | 2026年3月31日   |              |
|------|--------------|--------------|
|      | 期首残高<br>(千円) | 期末残高<br>(千円) |
| 売上債権 | 3,610,022    | 3,746,936    |
| 契約資産 | 97,214       | 86,453       |
| 契約負債 | 35,492       | 11,582       |

契約資産の増減は主として収益認識（契約資産の減少）により生じるものであります。契約負債の増減は主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。なお、当事業年度中に認識された収益のうち期首時点で契約負債に含まれていた金額は35,424千円であり、過去の期間に充足された履行義務に係る金額は重要ではありません。

(2) 残存する履行義務に配分された取引価格

当事業年度末時点における未履行の履行義務残高は下記のとおりです。

なお、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
|-------|--------------|-------------|------------|
| 当事業年度 | 237,903      | 66,610      | 304,513    |

**〔表示方法の変更に関する注記〕**

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「租税公課」を「その他」に含めて記載していましたが、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「営業外費用」の「租税公課」は204千円であります。また「特別損失」の「固定資産圧縮損」を「特別利益」の「補助金収入」に含めて記載していましたが、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「特別利益」の「補助金収入」は89,766千円、「特別損失」の「固定資産圧縮損」は23,713千円であります。

**〔会計上の見積りに関する注記〕**

棚卸資産の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

|          |             |
|----------|-------------|
| 商品及び製品   | 199,750千円   |
| 仕掛品      | 313,273千円   |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,420,441千円 |

(2)当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。当事業年度の評価損の金額は77,503千円（前期の棚卸資産評価損は277,115千円、当期の棚卸資産評価損は354,618千円）であります。なお、評価損計上額は洗替法を採用しております。

(3)当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は事業計画を基に、経営環境などの外部環境や、内部情報などを総合的に勘案し、顧客のニーズの状況に応じて受注生産を行っておりますが、仕様変更等で保有期間が長期に亘る棚卸資産は、将来の販売計画及び使用見込み等を鑑みて評価損の計上を行っておりません。

(4)翌事業年度の計算書類に与える影響

今後の顧客ニーズの状況や仕様変更等により将来の使用見込み等に変化が生じた場合には、追加の棚卸資産の評価損が計上される可能性があります。

**〔貸借対照表に関する注記〕**

1.有形固定資産の減価償却累計額 7,106,952千円

2.関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 691,681千円

短期金銭債務 75,789千円

3.固定資産の圧縮記帳額

(1)補助金の受け入れにより固定資産から直接控除している圧縮記帳累計額は次のとおりです。

構築物 9,945千円

機械及び装置 292,540千円

工具、器具及び備品 21,559千円

ソフトウェア 27,350千円

計 351,394千円

(2)当事業年度に取得した固定資産について、取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、「機械及び装置」284,600千円、「工具、器具及び備品」21,189千円、「ソフトウェア」21,891千円であります

**〔損益計算書に関する注記〕**

1.関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,229,389千円

仕入高 307,733千円

販売費及び一般管理費 12,324千円

2.顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

## 【株主資本等変動計算書に関する注記】

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類         | 当事業年度期首株式数<br>(株) | 当事業年度増加株式数<br>(株) | 当事業年度減少株式数<br>(株) | 当事業年度末株式数<br>(株) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式<br>普通株式 | 14,280,000        | —                 | —                 | 14,280,000       |
| 自己株式<br>普通株式  | 42,754            | 323               | —                 | 43,077           |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加323株は、単元未満株式の買取による増加であります。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 56,948         | 4.0             | 2025年3月31日 | 2025年6月25日 |
| 2025年10月31日<br>取締役会  | 普通株式  | 56,948         | 4.0             | 2025年9月30日 | 2025年12月5日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2026年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 85,421         | 利益剰余金 | 6.0             | 2026年3月31日 | 2026年6月30日 |

## 〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                |            |
|----------------|------------|
| 未払事業所税否認       | 5,341千円    |
| 未払事業税否認        | 31,239千円   |
| 棚卸資産評価損否認      | 112,564千円  |
| 賞与引当金否認        | 67,813千円   |
| 減価償却超過額        | 5,397千円    |
| 一括償却資産超過額      | 13,435千円   |
| 投資有価証券評価損否認    | 5,379千円    |
| 資産除去債務否認       | 56,441千円   |
| 災害損失否認         | 11,135千円   |
| 減損損失否認         | 82,862千円   |
| その他            | 11,816千円   |
| 繰延税金資産小計       | 403,428千円  |
| 評価性引当額         | △206,764千円 |
| 繰延税金資産合計       | 196,663千円  |
| 繰延税金負債         |            |
| その他有価証券評価差額金   | △359,745千円 |
| 除去費用（有形固定資産計上） | △471千円     |
| 前払年金費用         | △221,788千円 |
| 退職給付制度改定益      | △87,177千円  |
| 数理計算償却益        | △20,544千円  |
| 繰延税金負債小計       | △689,727千円 |
| 繰延税金負債の純額      | △493,063千円 |

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、国外売上に伴う外貨建の営業債権も、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後2年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社の投資有価証券については、主として株式であり、上場株式については定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                   | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|-------------------|------------------|-------------|-------------|
| 長期預金              | 300,000          | 296,461     | △3,539      |
| 投資有価証券            | 1,476,686        | 1,476,686   | －           |
| 資産計               | 1,776,686        | 1,773,147   | △3,539      |
| 長期借入金（1年内返済予定を含む） | 72,175           | 71,301      | △873        |
| 負債計               | 72,175           | 71,301      | △873        |

(※1) 現金は記載を省略しており、定期預金を除く預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、電子記録債務、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区 分       | 貸借対照表計上額<br>(千円) |
|-----------|------------------|
| 非 上 場 株 式 | 2,000            |

### (注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1 年 以 内<br>(千円) | 1 年 超<br>5 年 以 内<br>(千円) | 5 年 超<br>10 年 以 内<br>(千円) | 10 年 超<br>(千円) |
|--------|-----------------|--------------------------|---------------------------|----------------|
| 現金及び預金 | 6,125,746       | －                        | －                         | －              |
| 受取手形   | 14,927          | －                        | －                         | －              |
| 電子記録債権 | 1,377,952       | －                        | －                         | －              |
| 売掛金    | 2,354,055       | －                        | －                         | －              |
| 長期預金   | －               | 300,000                  | －                         | －              |
| 合 計    | 9,872,683       | 300,000                  | －                         | －              |

(注)2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 37,620       | 34,555              | —                   | —                   | —                   | —           |
| 合計    | 37,620       | 34,555              | —                   | —                   | —                   | —           |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分     | 時価 (千円)   |      |      |           |
|--------|-----------|------|------|-----------|
|        | レベル1      | レベル2 | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券 | 1,476,686 | —    | —    | 1,476,686 |
| 資産計    | 1,476,686 | —    | —    | 1,476,686 |

## (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分                          | 時価 (千円) |         |      |         |
|-----------------------------|---------|---------|------|---------|
|                             | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期預金                        | —       | 296,461 | —    | 296,461 |
| 資産計                         | —       | 296,461 | —    | 296,461 |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金を含む) | —       | 71,301  | —    | 71,301  |
| 負債計                         | —       | 71,301  | —    | 71,301  |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期預金

契約毎に分類した当該定期預金の元利金の合計額を同様の新規預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**〔関連当事者との取引に関する注記〕**

親会社及び法人主要株主等

| 種 類      | 会社等の名称 | 住 所   | 資 本 金<br>(千円) | 事業の内容    | 議決権の所有<br>(被所有割合) | 関連当事者<br>との 関係    | 取 引 内 容               | 取引金額<br>(千円) | 科 目    | 期末残高<br>(千円) |
|----------|--------|-------|---------------|----------|-------------------|-------------------|-----------------------|--------------|--------|--------------|
| その他の関係会社 | (株)成和  | 東京都港区 | 45,000        | 各種バルブの販売 | 被所有<br>直接39.69%   | 当社製品の販売<br>従業員の兼任 | 当社のアクチュエータ他<br>の販売代理店 | 1,229,389    | 売掛金    | 425,307      |
|          |        |       |               |          |                   |                   |                       |              | 電子記録債権 | 265,080      |
|          |        |       |               |          |                   |                   |                       |              | 契約資産   | 22,740       |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の販売については、一般の取引条件を勘案して決定しております。

## 〔1 株当たり情報に関する注記〕

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,017円15銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 123円01銭   |

## 〔資産除去債務に関する注記〕

### 1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### (1) 当該資産除去債務の概要

当社は藤沢工場の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しております。また、事業所の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間を取得から30年から45年と見積り、割引率は0.424%から2.134%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

#### (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

|            |                  |
|------------|------------------|
| 期首残高       | 167,407千円        |
| 時の経過による調整額 | 188千円            |
| 期末残高       | <u>167,596千円</u> |

### 2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

#### 当該資産除去債務の概要

当社は、藤沢工場の土地において、工場移転等が発生した場合に土地を浄化する債務を有しております。しかしながら、現在のところ移転等の予定もなく、かつ、土地の汚染に関しては汚染範囲が明確でないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

また、当社は、本社及び事業所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当該の事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

日本ギア工業株式会社  
取締役会 御中

新創監査法人  
東京都中央区

|                |       |         |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 飯 島 淳   |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 星 野 達 郎 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ギア工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から適宜、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「新創監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

日本ギア工業株式会社 監査役会

常勤社外監査役 森 脇 仁 子 ⑩

社外監査役 三 田 義 之 ⑩

社外監査役 宮 崎 武 信 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つとして考えております。第124期の期末配当金につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開、安定的な配当の維持及び内部留保の充実等を総合的に勘案いたしましたうえで、以下のとおり1株につき6円とさせていただきたいと存じます。これにより、既に実施いたしました1株につき中間配当金4円と合わせまして、年間の配当金は、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金 銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金6円  
なお、この場合の配当総額は85,421,538円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### (2) 責任限定契約の規定変更

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役として適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるように法令の定める金額を限度とすることに变更しております。

### (3) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則<br/>第1条～第3条 (条文省略)<br/>(機 関)<br/>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会<br/>2. 監査役<br/><u>3. 監査役会</u><br/><u>4. 会計監査人</u><br/>第5条～第9条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式<br/>(株主名簿管理人)<br/>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議</u>によって定め、これを公告する。</p> | <p>第1章 総 則<br/>第1条～第3条 (現行どおり)<br/>(機 関)<br/>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会<br/>2. <u>監査等委員会</u><br/>(削 除)<br/><u>3. 会計監査人</u><br/>第5条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式<br/>(株主名簿管理人)<br/>第10条 (現行どおり)</p> <p>(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議</u>によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3) 当会社の株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の定め</u><br/><u>る株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(選 任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(定 員)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(選 任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と區別して選任するものとする。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(定 員)</p> <p>第19条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、7名以内とする。</p> <p>(2) <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)<br/>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>(任 期)<br/>第20条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                                                                                                              |
| <p>(新 設)</p>                                                                | <p>(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>                                                                                                                                                  |
| <p>(新 設)</p>                                                                | <p>(3) <u>増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                                                                                    |
| <p>(新 設)</p>                                                                | <p>(4) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u><br/><u>ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとする。</u></p> |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>                    | <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から代表取締役を選定する。</p>                                                                                                                                          |
| <p>(2) 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、専務取締役各1名、常務取締役若干名を選定することができる。</p>         | <p>(2) 取締役会は、その決議によって、取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から取締役会長、取締役社長、専務取締役各1名、常務取締役若干名を選定することができる。</p>                                                                                                                               |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                           | <p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                            |
| <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(3) 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> | <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(2) 取締役会の招集通知は、各取締役に<br/>対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(3) 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> |
| <p>(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>                                                             | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5号各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>                                      |
| <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>                                                                                                                                                               | <p>第25条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                      |
| <p>第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>                                                                                                                                                                 | <p>第26条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会規則)<br/> 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。</p>                                                                                                                             | <p>第27条 (現行どおり)</p>                                                                                                                      |
| <p>(取締役の責任限定契約)<br/> 第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、<u>金2,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> | <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、<u>会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> |
| <p>第5章 監査役及び監査役会<br/> (選 任)</p>                                                                                                                                                                           | <p>(削 除)</p>                                                                                                                             |
| <p>第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/> (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の<u>3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                        | <p>(削 除)</p>                                                                                                                             |
| <p>(定 員)<br/> 第29条 当社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p>                                                                                                                                                            | <p>(削 除)</p>                                                                                                                             |
| <p>(任 期)<br/> 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                               | <p>(削 除)</p>                                                                                                                             |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                        | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>(常勤の監査役)</u><br>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。                                                                                                                             | (削 除) |
| <u>(報酬等)</u><br>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。                                                                                                                                  | (削 除) |
| <u>(招集通知)</u><br>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。<br>(2) 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。                                         | (削 除) |
| <u>(決議方法)</u><br>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。                                                                                                                 | (削 除) |
| <u>(監査役会規則)</u><br>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規則による。                                                                                                    | (削 除) |
| <u>(監査役の責任限定契約)</u><br>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令で定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。 | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                        |
|---------|------------------------------|
| (新 設)   | <u>第5章 監査等委員会</u>            |
| (新 設)   | <u>(監査等委員会の設置)</u>           |
| (新 設)   | <u>第29条 当社は監査等委員会を置く。</u>    |
| (新 設)   | <u>(監査等委員会の招集通知)</u>         |
| (新 設)   | <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の</u> |
| (新 設)   | <u>3日前までに各監査等委員に対して</u>      |
| (新 設)   | <u>発する。ただし、緊急の場合は、こ</u>      |
| (新 設)   | <u>の期間を短縮することができる。</u>       |
| (新 設)   | <u>(2) 監査等委員会は監査等委員の全員の</u>  |
| (新 設)   | <u>同意があるときは、招集の手続きを</u>      |
| (新 設)   | <u>経ることなく開催することができる。</u>     |
| (新 設)   | <u>(監査等委員会の招集権者)</u>         |
| (新 設)   | <u>第31条 監査等委員会は各監査等委員がこれ</u> |
| (新 設)   | <u>を招集する。</u>                |
| (新 設)   | <u>(監査等委員会の決議方法)</u>         |
| (新 設)   | <u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わ</u> |
| (新 設)   | <u>ることができる監査等委員の過半数</u>      |
| (新 設)   | <u>が出席し、その過半数をもって行</u>       |
| (新 設)   | <u>う。</u>                    |
| (新 設)   | <u>(常勤の監査等委員)</u>            |
| (新 設)   | <u>第33条 監査等委員会は、その決議によっ</u>  |
| (新 設)   | <u>て、常勤の監査等委員を選定するこ</u>      |
| (新 設)   | <u>とができる。</u>                |
| (新 設)   | <u>(監査等委員会の権限)</u>           |
| (新 設)   | <u>第34条 監査等委員会は、法令又は本定款に</u> |
| (新 設)   | <u>定めのある事項を決定するほか、そ</u>      |
| (新 設)   | <u>の職務遂行のために必要な権限を行</u>      |
| (新 設)   | <u>使する。</u>                  |
| (新 設)   | <u>(監査等委員会規則)</u>            |
| (新 設)   | <u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令</u> |
| (新 設)   | <u>又は定款に別段の定めがある場合を</u>      |
| (新 設)   | <u>除き、監査等委員会の定める監査等</u>      |
| (新 設)   | <u>委員会規則による。</u>             |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 会計監査人<br/>(選任及び任期)</p> <p>第37条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(3) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>                                          | <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> |
| <p>第7章 計 算<br/>(事業年度)</p> <p>第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当会社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> | <p>第7章 計 算</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>                          |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | てらだはるお<br>寺田 治夫<br>(1955年12月30日生) | 1980年4月 東京芝浦電気株式会社（現株式会社東芝）入社<br>1984年4月 成和工業株式会社（現株式会社成和）入社<br>1984年11月 同社専務取締役<br>1996年8月 株式会社成和代表取締役社長<br>2015年2月 当社代表取締役COO<br>2015年6月 当社代表取締役社長<br>現在に至る<br>2016年4月 株式会社成和取締役<br>現在に至る<br><br>【重要な兼職の状況】<br>株式会社成和取締役 | 53,400株    |
| 2     | はやしひでき<br>林 秀樹<br>(1968年3月9日生)    | 1996年2月 東京税理士会登録<br>1996年2月 林秀樹税理士事務所所長<br>現在に至る<br>2011年12月 株式会社キュービズム代表取締役<br>現在に至る<br>2015年2月 当社取締役CFO兼管理部長<br>2015年6月 当社取締役兼管理部長<br>現在に至る<br><br>【重要な兼職の状況】<br>林秀樹税理士事務所所長<br>株式会社キュービズム代表取締役                          | 1,000株     |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | かがわあきひさ<br>香川明久<br>(1956年4月18日生) | 1991年4月 東京弁護士会に弁護士登録<br>1991年4月 小沢・秋山法律特許事務所（現小<br>沢・秋山法律事務所）入所<br>1997年4月 香川法律事務所代表弁護士<br>現在に至る<br>2015年3月 当社社外取締役<br>現在に至る<br><b>【重要な兼職の状況】</b><br>香川法律事務所代表弁護士                                                                                             | 一株             |
| 4         | おきたよしき<br>沖田芳樹<br>(1956年11月13日生) | 1981年4月 警察庁入庁<br>1988年7月 広島県西条警察署長<br>2004年8月 香川県警察本部長<br>2008年4月 宮内庁侍従（侍従職事務主管）<br>2012年8月 愛知県警察本部長<br>2015年8月 警察庁警備局長<br>2016年9月 警視総監<br>2018年1月 ANAホールディングス株式会社常勤顧問<br>2018年6月 当社社外取締役<br>2019年4月 内閣危機管理監<br>2022年1月 内閣危機管理監退任<br>2022年6月 当社社外取締役<br>現在に至る | 一株             |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | うえがきじゅんや<br>植垣 淳哉<br>(1969年5月6日生) | 1993年4月 株式会社安川電機入社<br>2002年9月 理学電機工業株式会社(現株式会社リガク)入社<br>2017年8月 日本電産サンヨー株式会社(現ニデックインスツルメンツ株式会社)入社<br>2018年4月 同社RBT事業部HND事業統括部長兼HND営業部長<br>2021年2月 当社入社<br>2021年3月 当社執行役員兼技術部長<br>2022年6月 当社取締役兼技術部長<br>現在に至る                                                                                                                               | 一株             |
| 6         | つるみはじめ<br>鶴見 肇<br>(1957年7月26日生)   | 1980年4月 東京芝浦電気株式会社(現株式会社東芝)入社<br>1995年4月 同社火力制御システム技術部主査<br>2001年4月 同社府中工場発電制御システム部参事<br>2002年10月 同社火力事業部火カプラント技術部制御担当グループ長<br>2006年4月 同社火力事業部情報制御システム設計部部長<br>2008年4月 同社火力・水力事業部火カプロジェクト部部長<br>2012年4月 同社火力・水力事業部参事<br>2013年6月 東芝テクニカルサービスインターナショナル株式会社社長<br>2019年4月 当社入社<br>2020年4月 当社常務執行役員兼経営企画推進室長<br>2023年6月 当社取締役兼経営企画推進室長<br>現在に至る | 一株             |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7※        | みたよしゆき<br>三田 義之<br>(1962年8月15日生) | 1986年1月 株式会社三田商店入社<br>1989年6月 南部土地株式会社代表取締役社長<br>現在に至る<br>1989年7月 株式会社三田商店取締役<br>1991年7月 株式会社三田商店代表取締役社長<br>現在に至る<br>2000年6月 当社社外監査役<br>2015年6月 当社社外監査役退任<br>2016年6月 当社社外監査役<br>2019年6月 当社社外監査役辞任<br>2019年6月 当社社外監査役<br>現在に至る<br><b>【重要な兼職の状況】</b><br>株式会社三田商店代表取締役社長 | 42,100株        |

(注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。

2. 寺田治夫氏は、当社の筆頭株主かつ特定関係事業者である株式会社成和の取締役であり、同社は当社の株式の議決権39.69%を所有しております。同社は2025年度において1,299百万円の取引があるとともに、一部製品の販売において競業関係にあります。同氏は、1996年8月から2016年4月まで、同社の代表取締役でありました。なお、他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 香川明久、沖田芳樹、三田義之の3氏は社外取締役候補者であります。
4. 香川明久氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、長年の弁護士として培われた経験等に基づく知見により、客観的かつ専門的な視点から当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけると判断して社外取締役候補者いたしました。
5. 沖田芳樹氏は、行政官として培われたコンプライアンスに関する豊富な知識と経験を当社の経営に活かしていただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスを充実したものにすることが可能であると判断して社外取締役候補者いたしました。
6. 三田義之氏は、他の経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役候補者いたしました。
7. 三田義之氏は、当社の大株主である株式会社三田商店の代表取締役社長であり同社は当社の株式の議決権7.22%を所有しております。同社とは2025年度において11百万円の仕入れ関係がありますが、重要な販売及び仕入れ等の取引関係にはなっていません。また、同氏と当社の間には特別な利害関係はありません。

8. 香川明久氏の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって11年3ヶ月、沖田芳樹氏の在任期間は4年、三田義之氏の社外監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって7年となります。
9. 当社は、香川明久、沖田芳樹の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令で定める金額のいずれか高い額としております。両氏の再任が承認された場合には、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として両氏との間で改めて変更定款第28条に定める、内容変更後の責任限定契約を締結する予定であります。また、三田義之氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定です。
10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
11. 当社は、香川明久、沖田芳樹の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として、同取引所に届け出る予定です。

(ご参考)

取締役候補者の専門性及び経験は以下のとおりです。

| 役員   | 企業<br>経営 | 製造<br>技術<br>研究<br>開発 | 営業<br>マーケ<br>ティン<br>グ | 財務<br>会計 | 人事<br>労務<br>人材<br>開発 | 法務<br>リスク<br>マネジ<br>メント | グロー<br>バル経<br>験 |
|------|----------|----------------------|-----------------------|----------|----------------------|-------------------------|-----------------|
| 寺田治夫 | ○        | ○                    | ○                     | ○        | ○                    | ○                       | ○               |
| 林 秀樹 | ○        |                      |                       | ○        | ○                    |                         | ○               |
| 香川明久 | ○        |                      |                       | ○        |                      | ○                       |                 |
| 沖田芳樹 | ○        |                      |                       |          | ○                    | ○                       |                 |
| 植垣淳哉 | ○        | ○                    | ○                     |          |                      |                         | ○               |
| 鶴見 肇 | ○        | ○                    | ○                     |          |                      |                         | ○               |
| 三田義之 | ○        |                      | ○                     | ○        | ○                    |                         |                 |

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                   | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1※    | にしむらいたる<br>西村 至<br>(1955年9月6日生)                        | 1979年4月 三井物産株式会社入社<br>2007年4月 同社住宅建材事業部長<br>2009年12月 同社米州本部副社長兼CAO<br>2012年4月 同社理事EMEA本部副社長兼CAO<br>2013年4月 同社理事コンシューマーサービス業務部長<br>2015年4月 同社執行役員コンシューマーサービス本部長<br>2016年4月 同社執行役員コンシューマービジネス本部長<br>2017年6月 株式会社スカパーJSATホールディングス常勤監査役<br>2021年6月 同社常勤監査役退任<br>2022年6月 当社社外取締役<br>現在に至る | 一株         |
| 2※    | もりわきひとこ<br>森脇 仁子<br>(1964年9月24日生)<br><br>(戸籍上の氏名：河井仁子) | 1998年4月 東京税理士会登録<br>森脇仁子税理士事務所開設<br>2003年10月 税理士法人アイ・タックス代表社員<br>2005年10月 有限会社アイ・タックスコンサルティング代表取締役<br>2022年6月 当社常勤社外監査役<br>現在に至る<br>2022年6月 株式会社アズパートナーズ社外監査役<br>現在に至る<br>2023年3月 全保連株式会社社外監査役<br>(2026年6月退任予定)<br>【重要な兼職の状況】<br>株式会社アズパートナーズ社外監査役<br>全保連株式会社社外監査役                   | 一株         |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3※        | あきやまみつのり<br>秋山満則<br>(1959年4月23日生) | 1982年4月 株式会社守谷商会入社<br>2005年7月 同社第4事業グループ機械4部部长<br>2008年12月 同社第2事業部名古屋支店長<br>2009年7月 同社執行役員第1事業本部第3ビジネスグループマネージャー<br>2011年7月 同社執行役員第2ビジネスグループマネージャー<br>2019年6月 同社取締役執行役員第2ビジネスグループマネージャー<br>2023年6月 同社代表取締役社長・COO<br>2025年6月 同社専務取締役<br>現在に至る<br>2025年6月 株式会社GM INVESTMENTS取締役執行役員<br>現在に至る<br><b>【重要な兼職の状況】</b><br>株式会社守谷商会専務取締役<br>株式会社GM INVESTMENTS取締役執行役員 | 一株             |

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 西村至、森脇仁子、秋山満則の3氏は社外取締役候補者であります。
4. 西村至氏は、他の会社の執行役員や常勤監査役として豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。
5. 森脇仁子氏は、税理士や代表取締役等、豊富な経験と見識を有しており、これらの経験と見識を経営全般の監督と適正な監査活動に反映していただけるものと判断し、当社の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
6. 秋山満則氏は、他の会社の代表取締役や執行役員として豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、適切な監査活動に活かすことができる人材と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。
7. 西村至氏の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって4年、森脇仁子氏の社外監査役としての在任期間は4年となります。
8. 当社は、森脇仁子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令で定める金額のいずれか高い額としております。同氏の選任が承認された場合には、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、同氏との間で改めて変更定款第28条に定める、内容変更後の責任限定契約を締結する予定であります。また、西村至、秋山満則の両氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定です。

9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
10. 当社は、西村至氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合には引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件  
当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2022年6月23日開催の第120回定時株主総会において、月額15百万円以内（うち社外取締役分3百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、月額15百万円以内（うち社外取締役分3百万円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、当社における第124期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告14頁に記載のとおりであり、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨を予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、7名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を月額2百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第7号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の社外取締役3名を除く取締役4名及び非常勤監査役2名を除く常勤監査役1名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額1,300万円（取締役4名分1,200万円、監査役1名分100万円）を支給いたしました。と存じます。

前期に引き続き合理化活動に取り組み、収益の向上に努めてまいりました。当期の業績において前期より増額となり当期純利益を確保いたしました。支給額については使用人の決算賞与水準を考慮し平等性を保つようしており、相当であるものと考えております。

なお、各取締役及び各監査役に対する支給金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査等委員の協議にご一任願いたいと存じます。

以上

